

2 国土交通大臣は、法附則第五十二條第一項の規定により社会資本整備事業特別会計に所属する国有財産を一般会計に所管換又は所属替をしようとする場合においては、所管換又は所属替をする国有財産の範囲及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

3 国土交通大臣は、一般会計に所属する国有財産を社会資本整備事業特別会計に所管換又は所属替をしようとする場合において、法附則第五十二條第二項第二号の規定により無償として整理しようとするときは、所管換又は所属替をする国有財産の範囲及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

4 法附則第五十二條第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一 社会資本整備事業特別会計に所属する国有財産を公共の使用に支障のない範囲内で海上保安庁の航空機による海難救助等の事務のために使用する場合
二 国土交通大臣が設置している飛行場で自衛隊の施設に隣接しているもの又は自衛隊が設置している飛行場にある社会資本整備事業特別会計に所属する国有財産を、公共の使用に支障のない範囲内で自衛隊の航空機による業務のために使用する場合
三 前二号に掲げる場合のほか、国土交通大臣が財務大臣に協議して定める場合
各省各庁の長は、一般会計に所属する国有財産を社会資本整備事業特別会計に使用させる場合において、法附則第五十二條第二項第四号の規定により無償として整理しようとするときは、使用させる国有財産の範囲及び期間その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

5 国土交通大臣は、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する株式を一般会計に所管換をする場合において、法附則第五十二條第二項第五号の規定により無償として整理しようとするときは、所管換をする株式の数及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

6 国土交通大臣は、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する株式を一般会計に所管換をする場合において、法附則第五十二條第二項第五号の規定により無償として整理しようとするときは、所管換をする株式の数及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

7 国土交通大臣は、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定に所属する株式を一般会計に所管換をする場合において、法附則第五十二條第二項第五号の規定により無償として整理しようとするときは、所管換をする株式の数及び時期その他必要な事項について財務大臣に協議するものとする。

(社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定の歳出の特例)
第二十三條 法附則第五十三條第二項に規定する政令で定める特別の性能を有するものは、九人以上の旅客を乗せることができる飛行機で、国土交通省令で定める気象その他の条件において、千五百メートル以下の長さの滑走路で離陸及び着陸をすることができるものとする。
(政令の廃止)
第二十四條 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 食糧管理特別会計法施行令(大正十年勅令第二百一十四号)
- 二 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法施行令(昭和十二年勅令第二百三十四号)
- 三 森林保険特別会計法施行令(昭和十二年勅令第二百三十五号)
- 四 農業共済再保険特別会計法施行令(昭和十九年勅令第四百五十七号)
- 五 厚生保険特別会計法施行令(昭和十九年勅令第四百五十七号)
- 六 農業経営基盤強化措置特別会計法施行令(昭和二十一年勅令第六百二十三号)
- 七 国有林野事業特別会計法施行令(昭和二十二年政令第二百九十三号)
- 八 船員保険特別会計法施行令(昭和二十三年政令第十三号)
- 九 国立高度専門医療センター特別会計法施行令(昭和二十四年政令第九十八号)
- 十 貿易再保険特別会計法施行令(昭和二十五年政令第二百六十六号)
- 十一 外国為替資金特別会計法施行令(昭和二十六年政令第二百一十二号)
- 十二 財政融資資金特別会計法施行令(昭和二十六年政令第四百二十三号)
- 十三 産業投資特別会計法施行令(昭和二十八年政令第四百六十六号)
- 十四 交付税及び譲与税配付金特別会計法施行令(昭和二十九年政令第六十六号)
- 十五 自動車損害賠償保障事業特別会計法施行令(昭和三十年政令第七十八号)
- 十六 国営土地改良事業特別会計法施行令(昭和三十一年政令第九十六号)
- 十七 道路整備特別会計法施行令(昭和三十三年政令第六十七号)

十八 治水特別会計法施行令(昭和三十五年政令第七十号)

- 十九 港湾整備特別会計法施行令(昭和三十六年政令第六十一号)
 - 二十 国民年金特別会計法施行令(昭和三十六年政令第百号)
 - 二十一 自動車検査登録特別会計法施行令(昭和三十一年政令第九十九号)
 - 二十二 都市開発資金融通特別会計法施行令(昭和四十一年政令第二百二十三号)
 - 二十三 地震再保険特別会計法施行令(昭和四十一年政令第六十五号)
 - 二十四 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法施行令(昭和四十二年政令第七十六号)
 - 二十五 国債整理基金特別会計法施行令(昭和四十三年政令第二百三十九号)
 - 二十六 特定国有財産整備特別会計法施行令(昭和四十四年政令第四十八号)
 - 二十七 空港整備特別会計法施行令(昭和四十五年政令第七十六号)
 - 二十八 労働保険特別会計法施行令(昭和四十七年政令第百十八号)
 - 二十九 電源開発促進対策特別会計法施行令(昭和四十九年政令第三百四十号)
 - 三十 特許特別会計法施行令(昭和五十九年政令第二百三十七号)
 - 三十一 登記特別会計法施行令(昭和六十年政令第百八十五号)
- (暫定的に設置する特別会計の支払元受高に関する読替規定)
第二十五條 法附則第六十七條第一項各号に掲げる特別会計(法附則第二百三十一條第一項の規定による場合における食料安定供給特別会計及び法附則第二百三十五條第一項の規定による場合における財政投融資特別会計を含む。)における第十三條第一項の規定の適用については、同項中、「法第十五條第一項」とあるのは、「法第十五條第一項(法附則第六十七條第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第三項」とあるのは、「法第十五條第三項」と、同条第五項」とあるのは、「同条第五項(法附則第六十七條第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(財政融資資金特別会計及び財政融資資金に係る財務省の帳簿)
第二十六條 財政融資資金特別会計における第二十六條第一項の規定の適用については、同項中「当該特別会計」とあるのは、「財政融資資金特別会計に関する一切の計算並びに財政融資資金の受払い及び運用」とする。
(財政融資資金特別会計の繰越利益の貸借対照表における表示)
第二十七條 法附則第七十二條第一項の繰越利益については、第四十四條の規定を準用する。
(財政融資資金特別会計の積立金からの国債整理基金特別会計への繰入れに関する算定)
第二十八條 法附則第七十三條第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額については、第四十五條の規定を準用する。

(治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定の国庫債務負担行為要求書)
第二十九條 治水特別会計における第八條第三項の規定の適用については、同項中「事項」とする(社会資本整備事業特別会計の治水勘定に属する多目的ダム建設工事等(法第二百九條第一項に規定する多目的ダム建設工事等をいう。以下同じ。))又は港湾勘定に属する特定港湾施設工事等(同条第三項に規定する特定港湾施設工事等をいう。以下同じ。))に係るものについては、工事に係る」とあるのは、「事項」とし、「治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定に係るものについては、工事に係る」とする。
(治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定における支払元受高)
第三十條 附則第二十五條において読み替えて適用する第十三條第一項の規定にかかわらず、治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定においては、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って、当該年度の収納済収入額、法第十五條第一項の規定による一時借入金及び繰替金並びに同条第三項の規定による繰替金をもって支払元受高とし、歳出を支出する際には、この支払元受高を超過することができない。
(治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定における工事別等の登記)
第三十一條 治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定においては、第二十六條第一項、第二十七條第一項及び第三十條並びに令第三百三十條から第三百四十四條までの規定により備える帳簿の登記は、多目的ダム建設工事等に係る工事別等の区分に従って行われなければならない。